

会員各位

都市計画局 都市景観部 開発指導課より、以下の案内が届きましたのでご連絡いたします。  
詳細は以下及び本会HPをご参照ください。

\*\*\*\*\*

## 開発行為非該当確認・開発許可不要証明関係書類の 様式変更について（お知らせ）

この度、開発行為非該当確認書等の様式を変更することとなりました。つきましては、関係団体の皆様に下記のとおりお知らせします。

記

### 1 様式変更について

開発行為非該当及び開発許可不要を証する書面（都市計画法施行規則第60条に基づく書面）の申請書の様式（別添資料1）を変更します。また、当課から交付する証明書についても様式を変更します。

### 2 運用について

本申請の前に、従来のとおり事前審査依頼調書（別添資料2）及び必要な図書（別添資料3）を提出していただきます。その後、証明書の交付が見込まれたものについて、申請書を提出していただきます。

なお、証明書はA4サイズの偽造防止用紙のもの（別添資料4）を1枚交付し、従来のように、建築確認申請書第一面への貼付けは行いません。

### 3 開始時期について

令和4年4月1日から開始

### 4 様式（ダウンロード）

- (1) 都市計画法施行規則第60条第1項の規定に基づく書面の交付に必要な図書
- (2) 【新様式確定版】開発非該当確認申請書
- (3) 【新様式確定版】事前審査依頼調書

開発指導課 担当（古川，後川） Tel：075-222-3558 Fax：075-213-0156 Mail: kaishi@city.kyoto.lg.jp
--